

9月から10月は「鳥獣被害防止運動強化期間」です。

集落ぐるみで鳥獣を 「寄せ付けない」取組を実践しましょう！

知らず知らずのうちに農地や集落が鳥獣のえさ（餌）場になっていませんか？

特に、被害防止には、秋から冬の「えさ場」をなくして
鳥獣を「寄せ付けない」ことがポイント！！

1 農地や集落内の「鳥獣のえさ場」をなくしましょう！！

○収穫残さを放置しない！

○放任果樹は剪定するか撤去（伐採）する！



剪定前の柿の木
(頂部まで管理が届かず放置)



剪定後の柿の木
(楽に管理できる)

○冬季のえさ場をなくす！！

・水田では、稲刈り後の株から伸びる稲穂（ひこばえ）などを除去する。

収穫後も電気柵は撤去せず、電気を流し農地への侵入を防止する。

→ 鳥獣が、えさ場と認識すると、翌春の植付後から被害が拡大

・畦畔や法面の雑草を管理する。

10月からの草刈りは、冬場、法面を覆う「カヤ」や「ススキ」を刈り取ってしまい、鳥獣のえさとなる青草のみが伸びてしまうため、9月頃までに終わらせる。

野山に餌が少なくなる冬季は、鳥獣を寄せ付けなくするチャンス！！

2 農地周辺や集落内の「鳥獣の隠れ場所」をなくしましょう！！

○ 集落内のすみかやひそみ場をなくす（荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消）。

○ 集落内の見通しを良くする（緩衝帯の設置、枝打ち等）。

3 住民が協力して鳥獣を追い払い「鳥獣の人慣れ」を防ぎましょう！！

○ 鳥獣の姿を見たら、みんなで協力して音をたてて追い払う。

○ 放任された果樹や収穫残さを餌にしている鳥獣も見逃さず追い払う。

4 鳥獣のえさ場や隠れ場所がないか、柵が破れていないか等の「環境点検」を実施しましょう！！

【点検の視点】

- ・ 集落内や農地に「えさ場（放任果樹、野菜くずの放置等）」はないか。
- ・ 集落内や農地周辺に鳥獣の住処（ヤブ、けものみち）はないか。
- ・ 侵入防止柵の設置場所と管理状況は適切か。破れていないか。